

「比較法」および「特別講義 ロシア・旧ソ連法」 の履修の取り扱いについて

これまで、法学部科目として開講されていた「比較法原論」、「ロシア・旧ソ連法」ですが、2024 年度までの開講となり、2025 年度以降の開講はありません。

2025 年度からは、「比較法」、「特別講義 ロシア・旧ソ連法」を開講します。

履修について、今後は以下のように取り扱います。

～2024 年度	2025 年度～
「比較法原論」の単位を修得済	→ 「比較法」の履修は <u>可</u>
「ロシア・旧ソ連法」の単位を修得済	→ 「特別講義 ロシア・旧ソ連法」の履修は <u>不可</u>